

吉野川漁業協同組合 内共第2号 第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第2号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域内において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている別表第1に掲げる水産動植物の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において、別表第2に定める漁具漁法によって遊漁をしようとする者は、同表に定める遊漁料を組合又は遊漁証票販売所に納付しなければならない。

2 第1項の規定にかかわらず、中学生以下の者は、別表第2に定める遊漁料の半額とする。又、75歳以上の高齢者及び身体障害者は、同表に定める2等及び3等については同表に定める遊漁料を半額とし、小学生以下の者は、3等のみ無料とする。

(漁具・漁法の制限)

第3条 岡山県内水面漁業調整規則に定められたもののほか、次に掲げる漁具・漁法によって遊漁してはならない。

- (1) う竿、岩おこし、石打、う縄、水中ほこ突
- (2) 可動井堰の倒伏に伴う水位の干満を利用する漁法
- (3) 動力船を使用する漁法
- (4) 潜水器具を使用する漁法

(遊漁期間の制限)

第4条 別表第3のア欄の漁法でイ欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれウ欄の期間内及びエ欄の区域内でなければならない。

2 組合は、解禁指定日を決定したときは、組合事務所及び遊漁証票販売所に公示するものとする。

3 第2条第1項の規定にかかわらず、別表第6の区域内での遊漁は、1日釣りのみとし、遊漁料は同表のとおりとする。

(禁止区域)

第5条 別表第4の①欄に掲げる区域においては、②欄に掲げる期間は③欄に掲げる漁法以外の遊漁をすることができない。

(全長制限)

第6条 別表第5の左欄の魚種は、右欄に掲げる全長のものを採捕してはならない。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合が第2条第1項の規定により遊漁料の納付を受けた時は、様式第1号の遊漁承認証（以下「遊漁証票」という。）を交付するものとする。

2 遊漁証票は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証票を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

(附則)

この規則は岡山県知事の認可を受けた日（平成26年1月1日）から施行する。

(附則)

この規則は岡山県知事の認可を受けた日（平成29年5月11日）から施行する。

(附則)

この規則は岡山県知事の認可を受けた日（令和6年1月1日）から施行する。

別 表 1

漁業権の対象となっている水産動物
アユ、コイ、ウナギ、フナ、オイカワ、ニジマス、アマゴ、モクズガニ

別 表 2

等級	漁 具 ・ 漁 法	年 間 料 金	
		年 間	1 日
特A	狩刺網、 刺網	45,000	25,000
特B	投網	30,000	15,000
1等	アユ竿釣	13,000	3,000
2等	たも網、点火ホコ突、チョンカケ、視水器、ウナギもじ、 ウナギ延縄、穴釣り(籐九郎)、ウナギ竿釣、コイ竿釣、 アマゴ竿釣、ニジマス竿釣、フナ竿釣、カニ籠	6,000	1,000
3等	オイカワ竿釣	2,000	500

別表 第3

ア漁法	イ魚種	ウ期間	エ区域
狩刺網	アユ	※8月1日午前6時から 12月31日まで	全区域
刺網	アユ	※8月1日午前6時から 12月31日まで	全区域（但し12月1日より12月31日までは、1人2張以内とし、その目合いは12節より大きいものとする。）
	アユ、アマゴ、ウナギ、モクズガニを除く全魚種	8月1日午前6時から 翌年3月31日まで 但し、オイカワ刺網は 10月1日から翌年3月 31日まで	全区域（但し、各支流と本流美作市川戸井堰及び梶並川美作市余野浜田井堰から上流を除く。又、12月1日から翌年3月31日までは1人2張り以内とする）
投網	アユ	※8月1日午前6時から 12月31日まで	全区域
	アユ、アマゴ、ウナギ、モクズガニを除く全魚種	8月1日午前6時から 翌年3月31日まで	
たも網	アユ	※8月1日午前6時から 12月31日まで	全区域
	アユ、アマゴを除く全魚種	8月1日午前6時から 翌年3月31日まで	
点火ホコ突 チョンカケ 視水器	アユ	※8月1日午前6時から 12月31日まで	全区域
	アユ、アマゴ、モクズガニを除く全魚種	8月1日午前6時から 翌年3月31日まで	
籠	モクズガニ	9月1日から 翌年1月31日まで	全区域
もじ 延縄 穴釣り (籐九郎)	ウナギ	6月1日から 12月31日まで	全区域
竿釣	アユ	自組合解禁指定日 から12月31日まで	全区域
	アマゴ	3月1日から 8月31日まで	
	アユ、アマゴ、モクズガニを除く全魚種	1月1日から 12月31日まで	全区域

※ 但し美作市櫛ヶ曲井堰から下町井堰及び小河井堰までの区域は
8月31日午後5時から12月31日までとする。

別表 4

① 区 域	② 期 間	③ 漁 法
西粟倉村塩谷地内黄金泉から上流下流100mの区域	1月1日から12月31日まで	全漁法禁止
美作市中谷砂防から上流竹下橋下流300mの区域	1月1日から12月31日まで	竿 釣
勝央町東吉田地内滝川田中井堰から地藏井堰まで	1月1日から12月31日まで	竿 釣 (コイ釣に限り11月1日から 3月31日まで禁止)
勝央町植月中河原井堰から田井橋まで		
奈義町中島西地内滝川電気淵井堰から上流200mの区域		
美作市土居山家川栗田淵井堰から上流400mの区域		
美作市柿ヶ原地内柿ヶ原ダム内		
美作市大山入口からゆうらぎ橋下の石積井堰まで	1月1日から12月31日まで	竿 釣
美作市堰ヶ曲井堰から下町井堰及び小河井堰まで	アコ解禁指定日から8月31日午後5時まで	アコ竿釣
美作市大還橋から鯉井堰まで	アコ解禁指定日から8月1日午前6時まで	アコ竿釣
美作市吉野山手橋から上流1,000m坂部井堰まで		
美作市下庄町飛岩橋からささ川口まで		
美作市鯉井堰から松脇井堰まで	12月1日から2月末日まで	竿 釣
美作市飛岩橋から大塔橋まで		

別表第 5

魚 類	全 長	魚 類	全 長	魚 類	全 長
コ イ	25cm以下	ウナギ	30cm以下	アマコ・マス類	15cm以下
ア コ	15cm以下	モズガニ	7cm以下		

別表第 6

特 別 放 流 区	魚 種	遊漁料
美作市右手地内梶並川右手橋から上約700mの区域、インタニ橋及び支流津谷川養魚場まで	ニジマス アマゴ	3,000円
美作市後山地内後山川みどり荘前ちこ沢から下井堰まで	ニジマス アマゴ	3,000円

(表)				No.
年度	等	遊 漁	証 票	
氏 名 _____		殿		_____ 歳
発行年月日		年	月	日
有効年月日		自令和	年	月 日
		至令和	年	月 日
発行者	吉 野 川 漁 業 協 同 組 合 印			
取扱者	_____ 印			
① 本証は、遊漁時必ず携帯し、組合関係者の要求のあった場合は提示して下さい。 ② 不携帯は、無証票として当日料金をいただきます。 ③ 違反漁業及び無証票の場合は、損害金又は現認漁業料を加算していただきます。 ④ 遊漁者標識（腕章）の着用を義務付けます。着用がないと操業できません。 ⑤ 当組合は、産卵床の造成・稚魚・成魚の放流、禁漁区の設定により増殖を行っています。 ⑥ 遊漁規則に定められた遊漁料は、各河川等に免許された漁業権者に課せられている増殖義務及び漁場環境維持のための経費として使用されます。組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されているのです。				
(裏)				
本組合禁止区域及び特別放流区 漁業の禁止・制限				

様式第 2 号

(表)

漁場監視員証

氏 名

住 所

上記の者は、当組合の漁場監視員で
あることを証明します。

年 月 日

吉野川漁業協同組合

組合長

印

(裏)

○ 注意事項

- 1 漁場監視員は、いかなる場合
でも、遊漁者に対して暴行若し
くは脅迫を加え、又は、威嚇を
行ってはならない。

一部変更

平成 17 年 7 月 8 日（岡山県指令第 16 号）

平成 22 年 5 月 31 日（岡山県指令水第 17 号）

平成 26 年 1 月 1 日（10 年漁業券更新も伴う変更）

平成 29 年 5 月 11 日（岡山県指令水第 17 号）

令和 6 年 1 月 1 日（10 年漁業券更新も伴う変更）

